

森林の経営・管理計画書（本梅町井手・東加舎）

1 個別事項

整理 番号		経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）	(名称) 亀岡市長 桂川孝裕					(所在地) 京都府亀岡市安町野々神 8						
		経営管理権を設定する森林 の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)					(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づい て行われる経営管理 の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	亀岡市本梅町 東加舎磐ノ鼻	別紙のとおり							公告の日	10年	別添 1	別添 2	別添 3	
2	亀岡市本梅町 東加舎間谷								公告の日	10年	別添 1	別添 2	別添 3	
3	亀岡市本梅町 井手東山東原								公告の日	10年	別添 1	別添 2	別添 3	
4	亀岡市本梅町 井手東山								公告の日	10年	別添 1	別添 2	別添 3	
5	亀岡市本梅町 井手新林								公告の日	10年	別添 1	別添 2	別添 3	
6	亀岡市本梅町 井手南河原								公告の日	10年	別添 1	別添 2	別添 3	
7	亀岡市本梅町 井手中廻り								公告の日	10年	別添 1	別添 2	別添 3	
8	亀岡市本梅町 井手小屋谷東原								公告の日	10年	別添 1	別添 2	別添 3	
9	亀岡市本梅町 井手小屋谷西原								公告の日	10年	別添 1	別添 2	別添 3	
10	亀岡市本梅町 井手口新林								公告の日	10年	別添 1	別添 2	別添 3	
11	亀岡市本梅町 井手河原								公告の日	10年	別添 1	別添 2	別添 3	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	亀岡市本梅町 東加舎磐ノ鼻		別紙のとおり										
2	亀岡市本梅町 東加舎間谷												
3	亀岡市本梅町 井手東山東原												
4	亀岡市本梅町 井手東山												
5	亀岡市本梅町 井手新林												
6	亀岡市本梅町 井手南河原												
7	亀岡市本梅町 井手中廻り												
8	亀岡市本梅町 井手小屋谷東												
9	亀岡市本梅町 井手小屋谷西												
10	亀岡市本梅町 井手口新林												
11	亀岡市本梅町 井手河原												

この計画に同意し、下記の事項について確認しました。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

亀岡市長 桂川 孝裕

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

【確認事項】

- （1） 経営管理権集積計画が定められた後、乙（亀岡市）が選定した林業経営者（林業事業体）に経営管理実施権が設定され、林業経営者（林業事業体）が経営管理を実施する可能性があること。
- （2） 経営管理実施権配分計画が定められた場合は、販売収益から立木の伐採及び木材の販売に要する経費を控除してなお利益がある場合、林業経営者（林業事業体）から金銭が支払われること。
- （3） 経営管理権集積計画が定められた森林については、その所在や面積等が公表されること。
- （4） 経営管理権集積計画に記載された経営管理を実施しており、過失がなかったにもかかわらず、当該森林について損害が生じた場合は、亀岡市は責任を負わないこと。
- （5） 経営管理実施権配分計画が定められる場合に、乙（亀岡市）及び林業経営者（林業事業体）の責めに帰すべき事由以外の理由で経営管理権集積計画を中途解約する場合には、それにより生じた損害について賠償を請求される可能性があること。
- （6） 経営管理権集積計画が定められた森林については、権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、乙（亀岡市）にその旨を通知しなければならないこと。
- （7） その他経営管理権集積計画の記載事項について。